

十一及び第一百四十条の二十二中「都道府県知事」とあるのは「指定都市の市長」と、第一百四十条の四十二中「指定を」とあるのは「指定若しくは許可を」と読み替えるものとする。

(中核市の特例)

第一百六十五条の六 令第五十一条の三第二項の規定により地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）が介護保険に関する事務を処理する場合においては、第十七条の六第三号、第一百四条から百二十五条まで、第一百二十六条の三第四項第二号、第一百二十六条の十一、第一百三十条、第一百三十一条、第一百三十二条、第一百三十三条、第一百三十四条、第一百三十五条、百三十六条、第一百三十七条、第一百四十条の三から第一百四十条の十四まで、第一百四十条の二十一及び第一百四十条の二十二中「都道府県知事」とあるのは「中核市の市長」と、第一百四十条の四十二中「指定を」とあるのは「指定若しくは許可を」と読み替えるものとする。

別表第二（第一百四十条の四十五、第一百四十条の四十七関係）

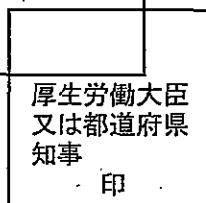
(略)

別表第二（第一百四十条の四十五—第一百四十条の四十七関係）

(略)

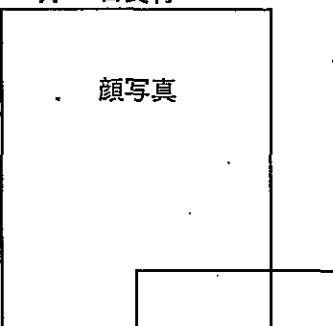
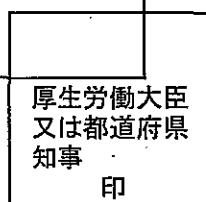
(新設)

## (裏面)

<p>第　　号</p> <p>平成　年　月　日交付</p> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;">    <b>顔写真</b> </div> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;">    <b>厚生労働大臣 又は都道府県 知事　印</b> </div> <p>官職又は職名　氏　名　　生年月日</p>	<p><b>介護保険法(抄)</b> (帳簿書類の提示等)</p> <p>第二十四条 厚生労働大臣又は都道府県知事は、介護給付等（居宅介護住宅改修費の支給及び介護予防住宅改修費の支給を除く。次項及び第二百八条において同じ。）に関する必要があると認めるときは、居宅サービス等を行った者又はこれを使用する者に対し、その行った居宅サービス等に関する報告若しくは当該居宅サービス等の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提示を命じ、又は当該職員に質問させることができる。</p> <p>2 (省略)</p> <p>3 前二項の規定による質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。</p> <p>4 第一項及び第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p> <p>第二百十三条 居宅サービス等を行った者又はこれを使用者が、第二十四条第一項の規定による報告若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による当該職員の質問若しくは第二十四条の三第一項の規定により委託を受けた指定都道府県事務受託法人の職員の第二十四条第一項の規定による質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、十万円以下の過料に処する。</p> <p>2 (省略)</p>
--	--

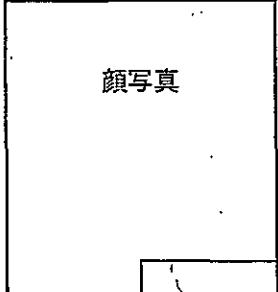
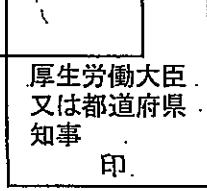
備考 この用紙は、A列7番とし、厚紙を用い、中央の点線の所から二つ折とすること。

## (裏面)

<p>第　　号</p> <p>平成　年　月　日交付</p> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;">    <b>顔写真</b> </div> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;">    <b>厚生労働大臣 又は都道府県 知事　印</b> </div> <p>官職又は職名　氏　名　　生年月日</p>	<p><b>介護保険法(抄)</b> (帳簿書類の提示等)</p> <p>第二十四条 厚生労働大臣又は都道府県知事は、介護給付等（居宅介護住宅改修費の支給及び介護予防住宅改修費の支給を除く。次項及び第二百八条において同じ。）に関する必要があると認めるときは、居宅サービス等を行った者又はこれを使用する者に対し、その行った居宅サービス等に関する報告若しくは当該居宅サービス等の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提示を命じ、又は当該職員に質問させることができる。</p> <p>2 (省略)</p> <p>3 前二項の規定による質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。</p> <p>4 第一項及び第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p> <p>第二百十三条 居宅サービス等を行った者又はこれを使用者が、第二十四条第一項の規定による報告若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、十万円以下の過料に処する。</p> <p>2 (省略)</p>
--	--

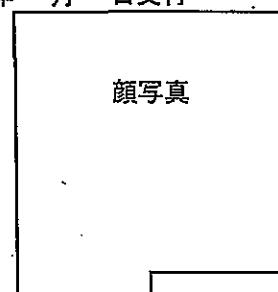
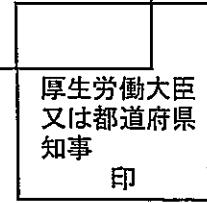
備考 この用紙は、A列7番とし、厚紙を用い、中央の点線の所から二つ折とすること。

(裏面)

第 号	介護保険法(抄) (帳簿書類の提示等) 第二十四条 (省略) 2 (省略) 3 前二項の規定による質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。 4 第一項及び第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。 第二百八条 介護給付等を受けた者が、第二十四条第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による当該職員の質問若しくは第二十四条の三第一項の規定により委託を受けた指定都道府県事務受託法人の職員の第二十四条第二項の規定による質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、三十万円以下の罰金に処する。
平成 年 月 日交付   厚生労働大臣 又は都道府県 知事 印	顔写真
官職又は職名 氏 名 生年月日	

備考 この用紙は、A列7番とし、厚紙を用い、中央の点線の所から二つ折とすること。

(裏面)

第 号	介護保険法(抄) (帳簿書類の提示等) 第二十四条 (省略) 2 (省略) 3 前二項の規定による質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。 4 第一項及び第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。 第二百八条 介護給付等を受けた者が、第二十四条第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、三十万円以下の罰金に処する。
平成 年 月 日交付   厚生労働大臣 又は都道府県 知事 印	顔写真
官職又は職名 氏 名 生年月日	

備考 この用紙は、A列7番とし、厚紙を用い、中央の点線の所から二つ折とすること。

## (表面)

## 介護保険法(抄)

## (特例介護予防サービス費の支給)

第五十四条(省略)

2(省略)

3(省略)

4 市町村長は、特例介護予防サービス費の支給に関して必要があると認めるときは、当該支給に係る介護予防サービス若しくはこれに相当するサービスを担当する者若しくは担当した者(以下この項において「介護予防サービス等を担当する者等」という。)に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、若しくは出頭を求め、又は当該職員に關係者に対して質問させ、若しくは当該介護予防サービス等を担当する者等の当該支給に係る事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

5 第二十四条第三項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第四項の規定は前項の規定による権限について準用する。

## (特例地域密着型介護予防サービス費の支給)

第五十四条の三(省略)

2(省略)

3 市町村長は、特例地域密着型介護予防サービス費の支給に関して必要があると認めるときは、当該支給に係る地域密着型介護予防サービス若しくはこれに相当するサービスを担当する者若しくは担当した者(以下この項において「地域密着型介護予防サービス等を担当する者等」という。)に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、若しくは出頭を求め、又は当該職員に關係者に対して質問させ、若しくは当該地域密着型介護予防サービス等を担当する者等の当該支給に係る事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

4 第二十四条第三項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第四項の規定は前項の規定による権限について準用する。

## (介護予防住宅改修費の支給)

第五十七条(省略)

2~7(省略)

8 市町村長は、介護予防住宅改修費の支給に関して必要があると認めるときは、当該支給に係る住宅改修を行う者若しくは住宅改修を行った者(以下この項において「住宅改修を行う者等」という。)に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、若しくは出頭を求め、又は当該職員に關係者に対して質問させ、若しくは当該住宅改修を行った者等の当該支給に係る事業所に立ち入り、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

9 第二十四条第三項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第四項の規定は前項の規定による権限について準用する。

## (特例介護予防サービス計画費の支給)

第五十九条(省略)

2(省略)

3 市町村長は、特例介護予防サービス計画費の支給に関して必要があると認めるときは、当該支給に係る介護予防支援若しくはこれに相当するサービスを担当する者若しくは担当した者(以下この項において「介護予防支援等を担当する者等」という。)に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、若しくは出頭を求め、又は当該職員に關係者に対して質問させ、若しくは当該介護予防支援等を担当する者等の当該支給に係る事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

4 第二十四条第三項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第四項の規定は前項の規定による権限について準用する。

第二百九条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

一(省略)

二 第四十二条第四項、第四十二条の三第三項、第四十五条第八項、第四十七条第三項、第四十九条第三項、第五十四条第四項、第五十四条の三第三項、第五十七条第八項、第五十九条第三項、第七十六条第一項、第七十八条の七第一項、第八十三条第一項、第九十条第一項、第百条第一項、第百十二条第一項、第百十五条の七第一項、第百十五条の十七第一項又は第百十五条の二十七第一項又は第百十五条の三十三第一項の規定による報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の帳簿書類の提出若しくは提示をし、又はこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくはこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

三(省略)

## (表面)

## 介護保険法(抄)

## (特例介護予防サービス費の支給)

第五十四条(省略)

2(省略)

3 市町村長は、特例介護予防サービス費の支給に関して必要があると認めるときは、当該支給に係る介護予防サービス若しくはこれに相当するサービスを担当する者若しくは担当した者(以下この項において「介護予防サービス等を担当する者等」という。)に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、若しくは出頭を求め、又は当該職員に關係者に対して質問させ、若しくは当該介護予防サービス等を担当する者等の当該支給に係る事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

4 第二十四条第三項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第四項の規定は前項の規定による権限について準用する。

## (特例地域密着型介護予防サービス費の支給)

第五十四条の三(省略)

2(省略)

3 市町村長は、特例地域密着型介護予防サービス費の支給に関して必要があると認めるときは、当該支給に係る地域密着型介護予防サービス若しくはこれに相当するサービスを担当する者若しくは担当した者(以下この項において「地域密着型介護予防サービス等を担当する者等」という。)に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、若しくは出頭を求め、又は当該職員に關係者に対して質問させ、若しくは当該地域密着型介護予防サービス等を担当する者等の当該支給に係る事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

4 第二十四条第三項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第四項の規定は前項の規定による権限について準用する。

## (介護予防住宅改修費の支給)

第五十七条(省略)

2~7(省略)

8 市町村長は、介護予防住宅改修費の支給に関して必要があると認めるときは、当該支給に係る住宅改修を行う者若しくは住宅改修を行った者(以下この項において「住宅改修を行う者等」という。)に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、若しくは出頭を求め、又は当該職員に關係者に対して質問させ、若しくは当該住宅改修を行った者等の当該支給に係る事業所に立ち入り、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

9 第二十四条第三項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第四項の規定は前項の規定による権限について準用する。

## (特例介護予防サービス計画費の支給)

第五十九条(省略)

2(省略)

3 市町村長は、特例介護予防サービス計画費の支給に関して必要があると認めるときは、当該支給に係る介護予防支援若しくはこれに相当するサービスを担当する者若しくは担当した者(以下この項において「介護予防支援等を担当する者等」という。)に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、若しくは出頭を求め、又は当該職員に關係者に対して質問させ、若しくは当該介護予防支援等を担当する者等の当該支給に係る事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

4 第二十四条第三項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第四項の規定は前項の規定による権限について準用する。

第二百九条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

一(省略)

二 第四十二条第四項、第四十二条の三第三項、第四十五条第八項、第四十七条第三項、第四十九条第三項、第五十四条第四項、第五十四条の三第三項、第五十七条第八項、第五十九条第三項、第七十六条第一項、第七十八条の七第一項、第八十三条第一項、第九十条第一項、第百条第一項、第百十二条第一項、第百十五条の七第一項、第百十五条の十七第一項又は第百十五条の二十七第一項又は第百十五条の三十三第一項の規定による報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の帳簿書類の提出若しくは提示をし、又はこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくはこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

三(省略)

(裏面)

第 号

平成 年 月 日 交付

顔写真

厚生労働大臣  
又は都道府県  
知事

印

官職又は職名 氏 名 生年月日

## 介護保険法(抄)

(特例居宅介護サービス費の支給)

第四十二条 (省略)

2 (省略)

3 (省略)

4 市町村長は、特例居宅介護サービス費の支給に関して必要があると認めるときは、当該支給に係る居宅サービス若しくはこれに相当するサービスを担当する者若しくは担当した者(以下この項において「居宅サービス等を担当する者等」という。)に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、若しくは出頭を求め、又は当該職員に關係者に対して質問させ、若しくは当該居宅サービス等を担当する者等の当該支給に係る事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

5 第二十四条第三項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第四項の規定は前項の規定による権限について準用する。

備考 この用紙は、A列7番とし、厚紙を用い、中央の点線の所から二つ折とすること。

(裏面)

第 号

平成 年 月 日 交付

顔写真

厚生労働大臣  
又は都道府県  
知事

印

官職又は職名 氏 名 生年月日

## 介護保険法(抄)

(特例居宅介護サービス費の支給)

第四十二条 (省略)

2 (省略)

3 市町村長は、特例居宅介護サービス費の支給に関して必要があると認めるときは、当該支給に係る居宅サービス若しくはこれに相当するサービスを担当する者若しくは担当した者(以下この項において「居宅サービス等を担当する者等」という。)に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、若しくは出頭を求め、又は当該職員に關係者に対して質問させ、若しくは当該居宅サービス等を担当する者等の当該支給に係る事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

4 第二十四条第三項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第四項の規定は前項の規定による権限について準用する。

備考 この用紙は、A列7番とし、厚紙を用い、中央の点線の所から二つ折とすること。

（裏面）

第　　号	介護保険法(抄) (報告及び検査) 第六十九条の二十二 厚生労働大臣は、試験問題作成事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、登録試験問題作成機関に対し、試験問題作成事務の状況に關し必要な報告を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは登録試験問題作成機関の事務所に立ち入り、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。 2. 委任都道府県知事は、その行わせることとした試験問題作成事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、登録試験問題作成機関に対し、試験問題作成事務の状況に關し必要な報告を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは登録試験問題作成機関の事務所に立ち入り、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。 3. 第二十四条第三項の規定は前二項の規定による質問又は検査について、同条第四項の規定は前二項の規定による権限について準用する。 第二百六条の二 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。 一 (省略) 二 第六十九条の二十二第一項若しくは第二項、第六十九条の三十第一項(第六十九条の三十三第二項において準用する場合を含む。)又は第一百五条の四十第一項(第一百五条の四十二第三項において準用する場合を含む。)の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくはこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。 三 (省略)
平成　年　月　日交付	
厚生労働大臣又は都道府県知事印	
官職又は職名 氏 名	生年月日

備考 この用紙は、A列7番とし、厚紙を用い、中央の点線の所から二つ折とすること。

（裏面）

第　　号	介護保険法(抄) (報告及び検査) 第六十九条の二十二 厚生労働大臣は、試験問題作成事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、登録試験問題作成機関に対し、試験問題作成事務の状況に關し必要な報告を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは登録試験問題作成機関の事務所に立ち入り、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。 2. 委任都道府県知事は、その行わせることとした試験問題作成事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、登録試験問題作成機関に対し、試験問題作成事務の状況に關し必要な報告を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは登録試験問題作成機関の事務所に立ち入り、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。 3. 第二十四条第三項の規定は前二項の規定による質問又は検査について、同条第四項の規定は前二項の規定による権限について準用する。 第二百六条の二 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。 一 (省略) 二 第六十九条の二十二第一項若しくは第二項、第六十九条の三十第一項(第六十九条の三十三第二項において準用する場合を含む。)又は第一百五条の三十四第一項(第一百五条の三十六第三項において準用する場合を含む。)の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくはこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。 三 (省略)
平成　年　月　日交付	
厚生労働大臣又は都道府県知事印	
官職又は職名 氏 名	生年月日

備考 この用紙は、A列7番とし、厚紙を用い、中央の点線の所から二つ折とすること。

（裏面）  
（略）

（表面）

第二百六条の二 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 （省略）

二 第六十九条の二十二第一項若しくは第二項、第六十九条の三十第一項(第六十九条の三十三第二項において準用する場合を含む。)又は第百十五条の四十第一項(第百十五条の四十二第三項において準用する場合を含む。)の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくはこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

三 （省略）

介護保険検査証  
法第六十九条の三十、  
第六十九条の三十三関係

（裏面）  
（略）

（表面）

第二百六条の二 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 （省略）

二 第六十九条の二十二第一項若しくは第二項、第六十九条の三十第一項(第六十九条の三十三第二項において準用する場合を含む。)又は第百十五条の三十四第一項(第百十五条の三十六第三項において準用する場合を含む。)の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくはこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

三 （省略）

介護保険検査証  
法第六十九条の三十、  
第六十九条の三十三関係

（裏面）（略）

（表面）

介護保険法(抄)

第二百九条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 （省略）

二 第四十二条第四項、第四十二条の三第三項、第四十五条第八項、第四十七条第三項、第四十九条第三項、第五十四条第四項、第五十四条の三第三項、第五十七条第八項、第五十九条第三項、第七十六条第一項、第七十八条の七第一項、第八十三条第一項、第九十条第一項、第百条第一項、第百十二条第一項、第百十五条の七第一項、第百十五条の十七第一項、第百十五条の二十七第一項又は第百十五条の三十三第一項の規定による報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の帳簿書類の提出若しくは提示をし、又はこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくはこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

三 （省略）

（裏面）（略）

（表面）

介護保険法(抄)

第二百九条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 （省略）

二 第四十二条第三項、第四十二条の三第三項、第四十五条第八項、第四十七条第三項、第四十九条第三項、第五十四条第四項、第五十四条の三第三項、第五十七条第八項、第五十九条第三項、第七十六条第一項、第七十八条の七第一項、第八十三条第一項、第九十条第一項、第百条第一項、第百十二条第一項、第百十五条の七第一項、第百十五条の十七第一項、第百十五条の二十七第一項又は第百十五条の三十三第一項の規定による報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の帳簿書類の提出若しくは提示をし、又はこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくはこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

三 （省略）

(表面)

--	--

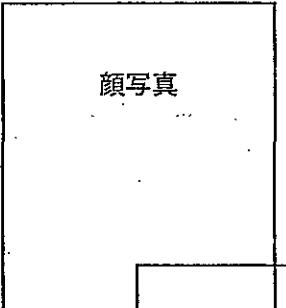
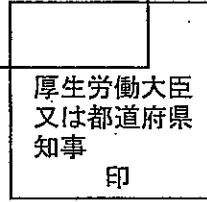
介護保険検査証  
(法第百条・第百十  
五条の三十三関係)

(表面)

--	--

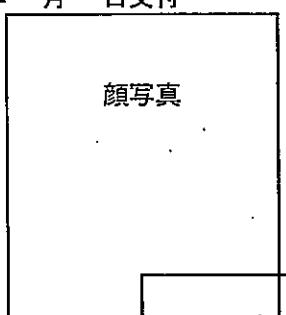
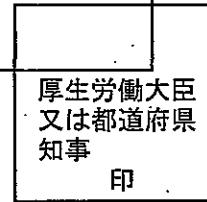
介護保険検査証  
(法第百条関係)

(裏面)

<p>第 号</p> <p>平成 年 月 日 交付</p> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;">    <b>顔写真</b> </div> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;">    <b>厚生労働大臣 又は都道府県 知事 印</b> </div> <p>官職又は職名 氏 名      生年月日</p>	<p><b>介護保険法(抄)</b></p> <p>(緊急時における厚生労働大臣の事務執行)  <b>第二百三條の三 第百条第一項</b>の規定により都道府県知事又は市町村長の権限に属するものとされている事務は、介護老人保健施設に入所している者の生命又は身体の安全を確保するため緊急の必要があると厚生労働大臣が認める場合にあっては、厚生労働大臣又は都道府県知事若しくは市町村長が行うものとする。この場合において、この法律の規定中都道府県知事に関する規定(当該事務に係るものに限る。)は、厚生労働大臣に関する規定として厚生労働大臣に適用があるものとする。</p> <p>2 (省略)</p> <p>第二百九条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 (省略)</p> <p>二 第四十二条第四項、第四十二条の三第三項、第四十五条第八項、第四十七条第三項、第四十九条第三項、第五十四条第四項、第五十四条の三第三項、第五十七条第八項、第五十九条第三項、第七十六条第一項、第七十八条の七第一項、第八十三条第一項、第九十条第一項、第一百条第一項、第一百十二条第一項、第一百十五条の七第一項、第一百十五条の十七第一項、第一百十五条の二十七第一項又は第一百十五条の三十三第一項の規定による報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の帳簿書類の提出若しくは提示をし、又はこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくはこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。</p> <p>三 (省略)</p>
--	---

備考 この用紙は、A列7番とし、厚紙を用い、中央の点線の所から二つ折とすること。

(裏面)

<p>第 号</p> <p>平成 年 月 日 交付</p> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;">    <b>顔写真</b> </div> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;">    <b>厚生労働大臣 又は都道府県 知事 印</b> </div> <p>官職又は職名 氏 名      生年月日</p>	<p><b>介護保険法(抄)</b></p> <p>(緊急時における厚生労働大臣の事務執行)  <b>第二百三條の二 第百条第一項</b>の規定により都道府県知事又は市町村長の権限に属するものとされている事務は、介護老人保健施設に入所している者の生命又は身体の安全を確保するため緊急の必要があると厚生労働大臣が認める場合にあっては、厚生労働大臣又は都道府県知事若しくは市町村長が行うものとする。この場合において、この法律の規定中都道府県知事に関する規定(当該事務に係るものに限る。)は、厚生労働大臣に関する規定として厚生労働大臣に適用があるものとする。</p> <p>2 (省略)</p> <p>第二百九条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 (省略)</p> <p>二 第四十二条第三項、第四十二条の三第三項、第四十五条第八項、第四十七条第三項、第四十九条第三項、第五十四条第三項、第五十四条の三第三項、第五十七条第八項、第五十九条第三項、第七十六条第一項、第七十八条の七第一項、第八十三条第一項、第九十条第一項、第一百条第一項、第一百十二条第一項、第一百十五条の七第一項、第一百十五条の十七第一項、第一百十五条の二十七第一項又は第一百十五条の三十三第一項の規定による報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の帳簿書類の提出若しくは提示をし、又はこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくはこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。</p> <p>三 (省略)</p>
--	---

備考 この用紙は、A列7番とし、厚紙を用い、中央の点線の所から二つ折とすること。

様式第五号の二（第一百六十五条の四関係）

（表面）（略）

（裏面）

<p>第　　号</p> <p>平成　年　月　日交付</p> <p>顔写真</p> <p>印</p> <p>厚生労働大臣 又は都道府県 知事</p> <p>官職又は職名　氏　名　　生年月日</p>	<p><b>介護保険法(抄)</b></p> <p>(報告等)</p> <p>第百十五条の四十　都道府県知事は、調査事務の公正かつ適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定調査機関に対し、調査事務に關し必要な報告を求め、又は当該職員に關係者に対して質問させ、若しくは指定調査機関の事務所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。</p> <p>2 第二十四条第三項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第四項の規定は前項の規定による権限について準用する。</p> <p>(指定情報公表センターの指定)</p> <p>第百十五条の四十二　都道府県知事は、その指定する者(以下「指定情報公表センター」という。)に、介護サービス情報の報告の受理及び公表並びに指定調査機関の指定に関する事務で厚生労働省令で定めるもの(以下「情報公表事務」という。)の全部又は一部を行わせることができる。</p> <p>2 前項の指定は、都道府県の区域ごとに、その指定を受けようとする者の申請により、当該都道府県知事が行う。</p> <p>3 第百十五条の三十八から前条までの規定は、指定情報公表センターについて準用する。この場合において、これらの規定中「調査事務」とあるのは「情報公表事務」と、「指定調査機関」とあるのは「指定情報公表センター」と、「職員(調査員を含む。同項において同じ。)」とあるのは「職員」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読み替えは、政令で定める。</p>
---	--

備考 この用紙は、A列7番とし、厚紙を用い、中央の点線の所から二つ折とすること。

様式第五号の二（第一百六十五条の四関係）

（表面）（略）

（裏面）

<p>第　　号</p> <p>平成　年　月　日交付</p> <p>顔写真</p> <p>印</p> <p>厚生労働大臣 又は都道府県 知事</p> <p>官職又は職名　氏　名　　生年月日</p>	<p><b>介護保険法(抄)</b></p> <p>(報告等)</p> <p>第百十五条の四十　都道府県知事は、調査事務の公正かつ適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定調査機関に対し、調査事務に關し必要な報告を求め、又は当該職員に關係者に対して質問させ、若しくは指定調査機関の事務所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。</p> <p>2 第二十四条第三項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第四項の規定は前項の規定による権限について準用する。</p> <p>(指定情報公表センターの指定)</p> <p>第百十五条の四十二　都道府県知事は、その指定する者(以下「指定情報公表センター」という。)に、介護サービス情報の報告の受理及び公表並びに指定調査機関の指定に関する事務で厚生労働省令で定めるもの(以下「情報公表事務」という。)の全部又は一部を行わせることができる。</p> <p>2 前項の指定は、都道府県の区域ごとに、その指定を受けようとする者の申請により、当該都道府県知事が行う。</p> <p>3 第百十五条の三十六第三項及び第百十五条の三十八から前条までの規定は、指定情報公表センターについて準用する。この場合において、これらの規定中「調査事務」とあるのは「情報公表事務」と、「指定調査機関」とあるのは「指定情報公表センター」と、「職員(調査員を含む。同項において同じ。)」とあるのは「職員」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読み替えは、政令で定める。</p>
---	--

備考 この用紙は、A列7番とし、厚紙を用い、中央の点線の所から二つ折とすること。

○ 介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令（平成十一年厚生省令第四十三号）（第二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

現 行

（基金事業対象比率の算定に当たつての介護保険事業に係る収入額の算定方法）

第一条の二 算定政令第六条第四項第一号に規定する標準給付費額（同号に規定する標準給付費額をいう。以下同じ。）及び法第百十五条の四十五に規定する地域支援事業に要する費用の額に充てるべき額は、各年度の介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号。以下「施行令」という。）第三十八条第三項第二号に規定する合算額から同項に規定する法第百二十七条及び第百二十八条の規定による補助金のうち標準給付費額に係るもの以外のものの額並びに同項に規定するその他介護保険事業に要する費用のための収入のうち標準給付費額に係るもの以外のものの額の合計額の総額を控除して得た額の総額とする。

（平成二十四年度から平成二十六年度までの財政安定化基金拠出率）

第四条 平成二十四年度から平成二十六年度までの算定政令第十二条第三項に規定する財政安定化基金拠出率は、十万分の三十七とする。

（概算納付金の算定に係る医療保険納付対象額及び介護予防等事業医療保険納付対象額の見込額の算定方法）

第七条 法第一百五十二条に規定する医療保険納付対象額（法第百二十九

（基金事業対象比率の算定に当たつての介護保険事業に係る収入額の算定方法）

第一条の二 算定政令第六条第四項第一号に規定する標準給付費額（同号に規定する標準給付費額をいう。以下同じ。）及び法第百十五条の四十四に規定する地域支援事業に要する費用の額に充てるべき額は、各年度の介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号。以下「施行令」という。）第三十八条第三項第二号に規定する合算額から同項に規定する法第百二十七条及び第百二十八条の規定による補助金のうち標準給付費額に係るもの以外のものの額並びに同項に規定するその他介護保険事業に要する費用のための収入のうち標準給付費額に係るもの以外のものの額の合計額の総額を控除して得た額の総額とする。

（平成二十一年度から平成二十三年度までの財政安定化基金拠出率）

第四条 平成二十一年度から平成二十三年度までの算定政令第十二条第三項に規定する財政安定化基金拠出率は、一万分の四とする。

（概算納付金の算定に係る医療保険納付対象額及び介護予防事業医療保険納付対象額の見込額の算定方法）

第七条 法第一百五十二条に規定する医療保険納付対象額（法第百二十九

条第一項に規定する医療保険納付対象額をいう。以下同じ。) 及び介護予防等事業医療保険納付対象額(法第二百二十六条第一項に規定する介護予防等事業医療保険納付対象額をいう。以下同じ。)の見込額の総額は、第一号に掲げる額に第二号に掲げる率を乗じて得た額に、当該年度に係る第二号被保険者負担率(同条第二項に規定する第一号被保険者負担率をいう。以下同じ。)を乗じて得た額とする。

- 一 前々年度のすべての市町村の標準給付費額及び法第二百二十二条の二第一項に規定する介護予防等事業に要する費用の額(以下「介護予防等事業費額」という。)の総額
- 二 当該年度におけるすべての市町村の標準給付費額及び介護予防等事業費額の見込額の総額を前々年度におけるすべての市町村の標準給付費額及び介護予防等事業費額の総額で除して得た率を基準として年度ごとにあらかじめ厚生労働大臣が定める率

(概算納付金の算定に係る第二号被保険者一人当たり負担見込額の算定方法)

第九条 法第二百五十二条に規定する当該年度における医療保険納付対象額及び介護予防等事業医療保険納付対象額の見込額の総額を第二号被保険者の見込数の総数で除して得た額(以下「第二号被保険者一人当たり負担見込額」という。)は、当該年度における第七条の規定により算定した医療保険納付対象額及び介護予防等事業医療保険納付対象額の見込額の総額を、当該年度におけるすべての医療保険者に係る前条第一項の規定により算定した数の総数と同条第二項の規定により算定する数の見込数の総数の合計数で除して得た額として年度ごとにあらかじめ厚生労働大臣が定める額とする。

条第一項に規定する医療保険納付対象額をいう。以下同じ。) 及び介護予防事業医療保険納付対象額(法第二百二十六条第一項に規定する介護予防事業医療保険納付対象額をいう。以下同じ。)の見込額の総額は、第一号に掲げる額に第二号に掲げる率を乗じて得た額に、当該年度に係る第二号被保険者負担率(同条第二項に規定する第二号被保険者負担率をいう。以下同じ。)を乗じて得た額とする。

- 一 前々年度のすべての市町村の標準給付費額及び法第二百二十二条の二第一項に規定する介護予防事業に要する費用の額(以下「介護予防事業費額」という。)の総額
- 二 当該年度におけるすべての市町村の標準給付費額及び介護予防事業費額の見込額の総額を前々年度におけるすべての市町村の標準給付費額及び介護予防事業費額の総額で除して得た率を基準として年度ごとにあらかじめ厚生労働大臣が定める率

(概算納付金の算定に係る第二号被保険者一人当たり負担見込額の算定方法)

第九条 法第二百五十二条に規定する当該年度における医療保険納付対象額及び介護予防事業医療保険納付対象額の見込額の総額を第二号被保険者の見込数の総数で除して得た額(以下「第二号被保険者一人当たり負担見込額」という。)は、当該年度における第七条の規定により算定した医療保険納付対象額及び介護予防事業医療保険納付対象額の見込額の総額を、当該年度におけるすべての医療保険者に係る前条第一項の規定により算定した数の総数と同条第二項の規定により算定する数の見込数の総数の合計数で除して得た額として年度ごとにあらかじめ厚生労働大臣が定める額とする。

(確定納付金の算定に係る医療保険納付対象額及び介護予防等事業医療保険納付対象額の算定方法)

第十一条 法第百五十三条に規定する医療保険納付対象額及び介護予防等事業医療保険納付対象額の総額は、前々年度におけるすべての市町村の標準給付費額及び介護予防等事業費額の総額に前々年度に係る第二号被保険者負担率を乗じて得た額とする。

(確定納付金の算定に係る第二号被保険者一人当たり負担額の算定方法)

第十一條 法第百五十三条に規定する前々年度における医療保険納付対象額及び介護予防等事業医療保険納付対象額の総額を第二号被保険者の総数で除して得た額（以下「第二号被保険者一人当たり負担額」という。）は、前々年度における前条の規定により算定した医療保険納付対象額及び介護予防等事業医療保険納付対象額の総額を前々年度におけるすべての医療保険者に係る第二号被保険者の総数で除して得た額として年度ごとにあらかじめ厚生労働大臣が定める額とする。

(端数計算)

第十二条 (略)

2 (略)

(略)

第七条の規定による医療保険納付対象額及び介護予防等事業医療保険納付対象額の見込額の総額  
第十条に規定する医療保険納付対象額及び介護予防等事業医療保険納付対象額の総額

(略)

(端数計算)

第十二条 (略)

2 (略)

(略)

第七条の規定による医療保険納付対象額及び介護予防等事業医療保険納付対象額の見込額の総額  
第十条に規定する医療保険納付対象額及び介護予防等事業医療保険納付対象額の総額

(略)

(端数計算)

第十二条 (略)

2 (略)

(略)

第七条の規定による医療保険納付対象額及び介護予防等事業医療保険納付対象額の見込額の総額  
第十条に規定する医療保険納付対象額及び介護予防等事業医療保険納付対象額の総額

(確定納付金の算定に係る医療保険納付対象額及び介護予防事業医療保険納付対象額の算定方法)

第十一条 法第百五十三条に規定する医療保険納付対象額及び介護予防事業医療保険納付対象額の総額は、前々年度におけるすべての市町村の標準給付費額及び介護予防事業費額の総額に前々年度に係る第二号被保険者負担率を乗じて得た額とする。

(確定納付金の算定に係る第二号被保険者一人当たり負担額の算定方法)

第十一條 法第百五十三条に規定する前々年度における医療保険納付対象額及び介護予防事業医療保険納付対象額の総額を第二号被保険者の総数で除して得た額（以下「第二号被保険者一人当たり負担額」という。）は、前々年度における前条の規定により算定した医療保険納付対象額及び介護予防事業医療保険納付対象額の総額を前々年度におけるすべての医療保険者に係る第二号被保険者の総数で除して得た額として年度ごとにあらかじめ厚生労働大臣が定める額とする。

(略)

(市町村が行う支払基金に対する通知)

第十三条の二 (略)

一 (略)

二 各年度の医療保険納付対象額及び介護予防等事業医療保険納付対象額並びにその内訳 翌年度の六月末日

(略)

(市町村が行う支払基金に対する通知)

第十三条の二 (略)

一 (略)

二 各年度の医療保険納付対象額及び介護予防等事業医療保険納付対象額並びにその内訳 翌年度の六月末日

(略)

○ 老人福祉法施行規則（昭和三十八年厚生省令第二十八号）（第三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

現 行

（法第十条の四第一項第一号及び第六号の厚生労働省令で定める部分）  
第一条の六の二 法第十条の四第一項第一号及び第六号の厚生労働省令

で定める部分は、介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第十七条の二に規定する日常生活上の世話を係る部分とする。

（法第十四条の四第二項に規定する厚生労働省令で定めるもの）

第一条の十二 法第十四条の四第二項に規定する厚生労働省令で定めるものは、入居一時金、介護一時金、協力金、管理費、入会金その他のいかななる名称であるかを問わず、認知症対応型老人共同生活援助事業を行う者が、家賃又は施設の利用料並びに介護、食事の提供及びその他の日常生活上必要な便宜の供与の対価として收受する全ての費用（敷金（家賃の六月分に相当する額を上限とする。）として收受するものを除く。）とする。

（必要な保全措置）

第一条の十三 認知症対応型老人共同生活援助事業を行う者は、法第十四条の四第二項の規定により、同項に規定する前払金（次条において「前払金」という。）に係る銀行の債務の保証その他の厚生労働大臣が定める措置を講じなければならない。

（新設）

（法第十四条の四に規定する厚生労働省令で定めるもの）

第一条の十二 法第十四条の四に規定する厚生労働省令で定めるものは、入居一時金、介護一時金、協力金、管理費、入会金その他のいかななる名称であるかを問わず、認知症対応型老人共同生活援助事業を行う者が、家賃又は施設の利用料並びに介護、食事の提供及びその他の日常生活上必要な便宜の供与の対価として收受する全ての費用をいう。ただし、敷金（家賃の六月分に相当する額を上限とする。）として收受するものを除く。

（必要な保全措置）

第一条の十三 認知症対応型老人共同生活援助事業を行う者は、法第十四条の四の規定により、同條に規定する前払金に係る銀行の債務の保証その他の厚生労働大臣が定める措置を講じなければならない。

(家賃等の前払金の返還方法)

第一条の十三の二 法第十四条の四第三項の厚生労働省令で定める一定の期間は、次に掲げるものとする。

一 入居者の入居後、三月が経過するまでの間に契約が解除され、又は入居者の死亡により終了した場合にあつては、二月

二 入居者の入居後、前払金（次項第二号において「前払金」という。）の算定の基礎として想定した入居者が入居する期間が経過するまでの間に契約が解除され、又は入居者の死亡により終了した場合（前号の場合を除く。）にあつては、当該期間

2 法第十四条の四第三項の厚生労働省令で定める方法は、次に掲げるものとする。

一 前項第一号に掲げる場合にあつては、法第十四条の四第二項の家賃その他第一条の十二に規定する費用（次号において「家賃等」という。）の月額を三十で除した額に、入居の日から起算して契約が解除され、又は入居者の死亡により終了した日までの日数を乗ずる方法

二 前項第二号に掲げる場合にあつては、契約が解除され、又は入居者の死亡により終了した日以降の期間につき日割計算により算出した家賃等の金額を、前払金の額から控除する方法

(新設)

(法第二十九条第一項に規定する厚生労働省令で定める施設)

第二十条の四 削除

第二十条の四 法第二十九条第一項に規定する厚生労働省令で定める施設は、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第五条第一項の登録を受けた高齢者向けの賃貸住宅（介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八条第十一項に規定する特定施設入居者生活介護に係る同法第七十四条第一項及び第二項に規定する基

準、同条第十九項に規定する地域密着型特定施設入居者生活介護に係る同法第七十八条の四第一項及び第二項に規定する基準又は同法第八条の二第十一項に規定する介護予防特定施設入居者生活介護に係る同法第一百十五条の四第一項及び第二項に規定する基準に相当する基準に適合すると都道府県知事又は市町村長が認めるものを除く。)とする。

(法第二十九条第一項第七号に規定する厚生労働省令で定める事項)

第二十条の五 (略)

一〇七 (略)

八 法第二十九条第七項に規定する前払金(以下「一時金」という。)

)、利用料その他の入居者の費用負担の額

八の二 法第二十九条第七項に規定する保全措置を講じたことを証する書類

九〇十四 (略)

(法第二十九条第七項に規定する厚生労働省令で定めるもの)

第二十条の九 法第二十九条第七項に規定する厚生労働省令で定めるものは、入居一時金、介護一時金、協力金、管理費、入会金その他いかなる名称であるかを問わず、有料老人ホームの設置者が、家賃又は施設の利用料並びに介護、食事の提供及びその他の日常生活上必要な便宜の供与の対価として收受する全ての費用(敷金(家賃の六月分に相当する額を上限とする。)として收受するものを除く。)とする。

(必要な保全措置)

第二十条の十 有料老人ホームの設置者は、法第二十九条第七項の規定により、一時金に係る銀行の債務の保証その他の厚生労働省令で定め

(法第二十九条第一項第七号に規定する厚生労働省令で定める事項)

第二十条の五 (略)

一〇七 (略)

八 法第二十九条第六項に規定する前払金(以下「一時金」という。)

)、利用料その他の入居者の費用負担の額

(新設)

九〇十四 (略)

(法第二十九条第六項に規定する厚生労働省令で定めるもの)

第二十条の九 法第二十九条第六項に規定する厚生労働省令で定めるものは、入居一時金、介護一時金、協力金、管理費、入会金その他いかなる名称であるかを問わず、有料老人ホームの設置者が、家賃又は施設の利用料並びに介護、食事の提供及びその他の日常生活上必要な便宜の供与の対価として收受する全ての費用をいう。ただし、敷金(家賃の六月分に相当する額を上限とする。)として收受するものを除く。

(必要な保全措置)

第二十条の十 有料老人ホームの設置者は、法第二十九条第六項の規定により、一時金に係る銀行の債務の保証その他の厚生労働省令で定め

る措置を講じなければならない。

(家賃等の前払金の返還方法)

第二十一条 法第二十九条第八項の厚生労働省令で定める一定の期間は

、次に掲げるものとする。

一 入居者の入居後、三月が経過するまでの間に契約が解除され、又は入居者の死亡により終了した場合にあつては、三月

二 入居者の入居後、一時金の算定の基礎として想定した入居者が入居する期間が経過するまでの間に契約が解除され、又は入居者の死亡により終了した場合（前号の場合を除く。）にあつては、当該期間

2 法第二十九条第八項の厚生労働省令で定める方法は、次に掲げるものとする。

一 前項第一号に掲げる場合にあつては、法第二十九条第七項の家賃その他第二十条の九に（次号において「家賃等」という。）の月額を三十で除した額に、入居の日から起算して契約が解除され、又は入居者の死亡により終了した日までの日数を乗ずる方法

二 前項第二号に定める場合にあつては、契約が解除され、又は入居者の死亡により終了した日以降の期間につき日割計算により算出した家賃等の金額を、一時金の額から控除する方法

(有料老人ホーム協会の厚生労働大臣に対する協力)

第二十一条の二 厚生労働大臣は、法第二十九条第一項及び第二項の規定による届出並びに同条第九項の規定による報告の徴収について、有料老人ホーム協会に協力させることができる。

る措置を講じなければならない。

第二十一条 削除

(有料老人ホーム協会の厚生労働大臣に対する協力)

第二十一条の二 厚生労働大臣は、法第二十九条第一項及び第二項の規定による届出並びに同条第七項の規定による報告の徴収について、有料老人ホーム協会に協力させることができる。

別記様式第二

(表面) (略)

(報告の徵収等) 老人福祉法(抄)

備考 この証明書は、B列八番とし、厚紙を用いること。  
都道府県知事は、前条第一項の基準を維持するため、養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの長に対しても、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくはその施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。  
前二項の規定による質問又は立入検査を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。  
（緊急時における厚生労働大臣の事務執行）  
第三十四条の二 第十八条第二項及び第十九条第一項の規定により都道府県知事の権限に属するものとされている事務へ同項の規定による認可の取消しを除く。）又は第二十九条第九項及び第十一項の規定により都道府県知事の権限に属するものとされている事務は、養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホーム又は有料老人ホームの入居者の保護のため緊急の必要があると厚生労働大臣又は都道府県知事が行うものとする。

第十八條 2 都道府県知事は、前条第一項の基準を維持するため、養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの長に対して、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくはその施設に立ち入り、設備、帳簿等書類その他物件を検査させることができ。 3 前二項の規定による質問又は立入検査を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。  
第三項(厚生労働大臣の事務執行)  
第三十四条の二 第十八条第二項及び第十九条第一項の規定により都道府県知事の権限に属するものとされている事務へ同項の規定による認可の取消しをするもの。又は第二十九条第七項及び第九項の規定により都道府県知事の権限に属するものとされ、又は有料老人ホームの入居者の保護のため緊急時の必要があると厚生労働大臣又は都道府県知事が認める場合にあつては、厚生労働大臣が認めるものとする。

備考　この証明書は、B列八番とし、厚紙を用いること。

別記様式第二

第十八條 2 都道府県知事は、前条第一項の基準を維持するため、養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの長に対して、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくはその施設に立ち入り、設備、帳簿等書類その他物件を検査させることができ。 3 前二項の規定による質問又は立入検査を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。  
第三項(厚生労働大臣の事務執行)  
第三十四条の二 第十八条第二項及び第十九条第一項の規定により都道府県知事の権限に属するものとされている事務へ同項の規定による認可の取消しをするもの。又は第二十九条第七項及び第九項の規定により都道府県知事の権限に属するものとされ、又は有料老人ホームの入居者の保護のため緊急時の必要があると厚生労働大臣又は都道府県知事が認める場合にあつては、厚生労働大臣が認めるものとする。

備考　この証明書は、B列八番とし、厚紙を用いること。

別記様式第二の二

(表面) (略)

老人福祉法（抄）

第十八条 前二項の規定による質問又は立入検査を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。  
（有料老人ホーム）

第二十九条 都道府県知事は、この法律の目的を達成するため、有料老人ホームの設置者若しくは管理者若しくは設置者から介護等の供与を委託された者へ以下「介護等受託者」といいう。一に對して、その運営の状況に關する事項その他必要と認められる事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者等に對して質問させ、若しくは当該有料老人ホーム若しくは当該介護等受託者の事務所若しくは事業所に立ち入り、設備、帳簿書類の他の物件を検査させることができる。  
（質問又は立入検査について準用する。）  
（前項の規定による）

備考　この証明書は、B列八番とし、厚紙を用いること。

別記様式第二の一

(表面) (略)

老人福祉法（抄）

**備考** この証明書は、B列八番とし、厚紙を用いること。

別記様式第二の三

(表面)(器)(略)

老人福祉法（抄）

第三百三十九条 前二項の規定による質問又は立入検査を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者はの請求があるときは、これを提示しなければならない。  
（立入検査等）

第三百四十一条 厚生労働大臣は、この章の規定の施行に必要な限度において、協会に対し、その業務若しくは財産に関する報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員にて報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に對して質問させ、若しくは協会の事務所に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他物件を検査させることができ。前項の規定による質問又は立入検査について準用する。この場合において、これらは立入検査について準用する。この場合において、第一項及び第二項」とあるのは、「第三百四十二条第三項中「第一項」と読み替えるものとする。

備考　この証明書は、B列八番とし、厚紙を用いること

別記様式第二の三

(表面)(略)

老人福祉法（抄）

3 第一  
前二項の規定による質問又は立入検査を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。  
（立入検査等）

2 第三十一條の四 厚生労働大臣は、この章の規定の施行に必要な限度において、協会に対し、その業務若しくは財産に関する報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に立ち入り、その他の物件を検査させることができる。  
第十八條第三項及び第四項の規定は、前項の規定による質問又は立入検査について準用する。この場合において、「前項」と「第一項」とあるのは、「第二項」とあるものと読み替えるものとする。

備考　この証明書は、B列八番とし、厚紙を用いること。

○ 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号）（第四条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

現 行

（趣旨）

第一条 基準該当居宅サービスの事業に係る介護保険法（平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。）第四十二条第二項の厚生労働省令で定める基準及び指定居宅サービスの事業に係る法第七十四条第三項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。

一 法第四十二条第一項第二号の規定により、同条第二項第一号に掲げる事項について都道府県（地方自治法（昭和二十一年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）にあっては、指定都市又は中核市。以下この条において同じ。）が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第四十一条、第五十五条、第五十六条、第一百六条、第一百七条、第一百三十条第六項（第一百四十条の三十二において準用する場合に限る。）、第一百四十条の二十七、第一百四十条の二十八、第一百九十五条（第二百六条において準用する場合に限る。）及び第二百五条の二の規定による基準

第百三十条第六項（第一百四十条の三十二において準用する場合に限る。）、第一百四十条の二十七、第一百四十条の二十八、第一百九十五条（第二百六条において準用する場合に限る。）及び第二百五条の二の規定による基準

二 九 （略）

二 九 （略）

(苦情処理)

第三十六条 (略)

2～4 (略)

5 指定訪問介護事業者は、提供した指定訪問介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う法第百七十六条第一項第三号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従つて必要な改善を行わなければならない。

6 (略)

(指定通所介護の具体的取扱方針)

第九十八条 (略)

1～3 (略)

四 指定通所介護は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添つて適切に提供する。特に、認知症（法第五条の二に規定する認知症をいう。以下同じ。）である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整える。

(指定通所介護の具体的取扱方針)

第九十八条 (略)

1～3 (略)

四 指定通所介護は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添つて適切に提供する。特に、認知症（法第八条第十六項に規定する認知症をいう。以下同じ。）である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整える。

(苦情処理)

第三十六条 (略)

2～4 (略)

5 指定訪問介護事業者は、提供した指定訪問介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う法第百七十六条第一項第二号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従つて必要な改善を行わなければならない。

6 (略)

(設備及び備品等)

第一百二十四条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、都道府県知事（指定都市及び中核市にあ

(設備及び備品等)

第一百二十四条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、都道府県知事が、火災予防、消火活動等

つては、指定都市又は中核市の市長。（以下同じ。）が、火災予防、消防活動等に關し専門的知識を有する者の意見を聽いて、次の各号のいづれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての指定短期入所生活介護事業所の建物であつて、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認めめたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

一（三）（略）

3  
8

に關し専門的知識を有する者の意見を聽いて、次の各号のいづれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての指定短期入所生活介護事業所の建物であつて、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

一（三）（略）

3  
8

○ 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十八号）（第五条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（基本方針）	（基本方針）
第一条　（略）	第一条　（略）
<p>3　指定居宅介護支援事業者（法第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。以下同じ。）は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立つて、利用者に提供される指定居宅サービス等（法第八条第二十三項に規定する指定居宅サービス等をいう。以下同じ。）が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行わなければならない。</p> <p>4　指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たっては、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、法第一百十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センター、老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十条の七の二に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者（法第五十八条第一項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。以下同じ。）、介護保険施設等との連携に努めなければならない。</p>	<p>3　指定居宅介護支援事業者（法第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。以下同じ。）は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立つて、利用者に提供される指定居宅サービス等（法第八条第二十一項に規定する指定居宅サービス等をいう。以下同じ。）が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行わなければならない。</p> <p>4　指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たっては、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、法第一百十五条の四十五第一項に規定する地域包括支援センター、老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十条の七の二に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者（法第五十八条第一項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。以下同じ。）、介護保険施設等との連携に努めなければならない。</p>

（苦情処理）

（苦情処理）

第二十六条 (略)

2～5 (略)

6 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援等に対する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第百七十六条第一項第三号の調査に協力するとともに、自ら提供した指定居宅介護支援に関する国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従つて必要な改善を行わなければならぬ。

7 (略)

第二十六条 (略)

2～5 (略)

6 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援等に対する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第百七十六条第一項第二号の調査に協力するとともに、自ら提供した指定居宅介護支援に関する国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従つて必要な改善を行わなければならぬ。

7 (略)

○ 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十九号）（第六条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

現 行

（趣旨）

第一条 指定介護老人福祉施設に係る介護保険法（平成九年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第八十八条第三項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。

一 法第八十八条第一項の規定により、同条第三項第一号に掲げる事項について都道府県（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）

第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）にあつては、指定都市又は中核市。以下この条において同じ。）が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第二条、第十三条第七項、第二十一条（第四十九条において準用する場合を含む。）、第四十三条第八項並びに第四十七条第二項及び第三項の規定による基準

十三条第七項、第二十一条（第四十九条において準用する場合を含む。）、第四十三条第八項並びに第四十七条第二項及び第三項の規定による基準

二 一四 （略）

（設備）

第三条 指定介護老人福祉施設の設備の基準は、次のとおりとする。

一 居室

（趣旨）

第一条 指定介護老人福祉施設に係る介護保険法（平成九年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第八十八条第三項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。

一 法第八十八条第一項の規定により、同条第三項第一号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第二

条、第十三条第七項、第二十一条（第四十九条において準用する場合を含む。）、第四十三条第八項並びに第四十七条第二項及び第三項の規定による基準

十三条第七項、第二十一条（第四十九条において準用する場合を含む。）、第四十三条第八項並びに第四十七条第二項及び第三項の規定による基準

二 一四 （略）

（設備）

第三条 指定介護老人福祉施設の設備の基準は、次のとおりとする。

一 居室

イ　一の居室の定員は、一人とすること。ただし、入所者への指定

イ  
一の居室の定員は、一人とすること。

介護福祉施設サービスの提供上必要と認められる場合は、二人と  
一〇人までとする。

口・八

2  
二  
九  
略

(入退所)

第七条

3. 指定介護老人福祉施設は、入所申込者の入所に際しては、その者に

指定介護老人福祉施設は、入所申込者の入所に際しては、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者的心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等（法第八条第二十三項に規定する指定居宅サービス等をいう。以下同じ。）の利用状況等の把握に努めなければならない。

4  
7  
(略)

(苦情处理)

第二十三条

254

(略)

5 指定介護老人福祉施設は、提供した指定介護福祉施設サービスに關

する入所者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保

陸海（昭和二二年決算第百九十二号）第四十五条第五項に規定する  
国民健康保険本車令会の、从二同じ。一、三行の去第百七二十六

国民健康保険団体連合会をし（以下同じ）が行なった第百七十六条第一項第三号の規定による調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の規定による指導又は助言を受けた場合は、当該指

イ  
一の居室の定員は、一人とすること。

口 · 八

2

(入退所)

第七条 (略)

3  
指定

3 指定介護老人福祉施設は、入所申込者の入所に際しては、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等（法第八条第二十一項）に規定する指定居宅サービス等をいう。以下同じ。）の利用状況等の把握に努めなければならない。

457

(苦情處理)

第三十三条

234

5 指定介護者

する入所者

陰法（昭和

国民健康保険団体連合会をいたしまして（以下同じ）が行なう法第百七十六条第一項第二号の規定による調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の規定による指導又は助言を受けた場合は、当該指

6 導又は助言に従つて必要な改善を行わなければならぬ。  
(略)

6 導又は助言に従つて必要な改善を行わなければならぬ。  
(略)

○ 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十号）（第七条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
第一条　（略）	第一条　（略）
2 介護老人保健施設に係る法第九十七条第四項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。	2 介護老人保健施設に係る法第九十七条第四項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。
一 法第九十七条第二項の規定により、同条第四項第一号に掲げる事項について都道府県（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）にあつては、指定都市又は中核市。以下この条において同じ。）が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第二条（医師及び看護師の員数に係る部分を除く。）、第二十三条（第五十条において準用する場合を含む。）並びに第四十八条第二項及び第三項の規定による基準	一 法第九十七条第二項の規定により、同条第四項第一号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第二条（医師及び看護師の員数に係る部分を除く。）、第二十三条（第五十条において準用する場合を含む。）並びに第四十八条第二項及び第三項の規定による基準
二・三　（略）	二・三　（略）
第四条　（構造設備の基準）	第四条　（構造設備の基準）
2 前項第一号の規定にかかわらず、都道府県知事が、火災予防、消火	2 前項第一号の規定にかかわらず、都道府県知事が、火災予防、消火

市にあつては、指定都市又は中核市の市長。（以下同じ。）が、火災予防、消火活動等に關し専門的知識を有する者の意見を聽いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての介護老人保健施設の建物である。火災に係る入所者の安全性が確保されていると認められたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

（入退所）

第八条 （略）

2 （略）

3 介護老人保健施設は、入所申込者の入所に際しては、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生歴、病歴、指定居宅サービス等（法第八条第二十三項に規定する指定居宅サービス等をいう。以下同じ。）の利用状況等の把握に努めなければならない。

4～6 （略）

（苦情処理）

第三十四条 （略）

2～4 （略）

5 介護老人保健施設は、提供した介護保健施設サービスに関する入所者からの苦情に關して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う法第一百七十六条第一項第三号の規定による調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の規定による指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従つて必要な改善を行わなければならぬ。

活動等に關し専門的知識を有する者の意見を聽いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての介護老人保健施設の建物である。火災に係る入所者の安全性が確保されていると認められたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

（入退所）

第八条 （略）

2 （略）

3 介護老人保健施設は、入所申込者の入所に際しては、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生歴、病歴、指定居宅サービス等（法第八条第二十一項に規定する指定居宅サービス等をいう。以下同じ。）の利用状況等の把握に努めなければならない。

4～6 （略）

（苦情処理）

第三十四条 （略）

2～4 （略）

5 介護老人保健施設は、提供した介護保健施設サービスに関する入所者からの苦情に關して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う法第一百七十六条第一項第三号の規定による調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の規定による指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従つて必要な改善を行わなければならぬ。



○ 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十六号）（第八条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（設備の基準）</p> <p>第十一條　（略）</p> <p>2・3　（略）</p> <p>4　前項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一　居室</p> <p>イ　一の居室の定員は、一人とすること。 ビ　サービスの提供上必要と認められる場合は、二人とすることができる。</p> <p>ロ～チ　（略）</p> <p>二～九　（略）</p> <p>5・6　（略）</p> <p>（入退所）</p>	<p>（設備の基準）</p> <p>第十一條　（略）</p> <p>2・3　（略）</p> <p>4　前項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一　居室</p> <p>イ　一の居室の定員は、一人とすること。</p> <p>ロ～チ　（略）</p> <p>二～九　（略）</p> <p>5・6　（略）</p> <p>（入退所）</p>
<p>第十三条　特別養護老人ホームは、入所予定者の入所に際しては、その者に係る居宅介護支援（介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八条第二十三項）に規定する居宅介護支援をいう。（以下同じ。）を行う者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等（同項に規定する指定居宅サービス等をいう。）の利用状況等の把握に努めなければならない。</p>	<p>第十三条　特別養護老人ホームは、入所予定者の入所に際しては、その者に係る居宅介護支援（介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八条第二十一項）に規定する居宅介護支援をいう。（以下同じ。）を行う者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等（同項に規定する指定居宅サービス等をいう。）の利用状況等の把握に努めなければならない。</p>

5 特別養護老人ホームは、入所者の退所に際しては、居宅サービス計画（介護保険法第八条第二十三項に規定する居宅サービス計画をいう。）の作成等の援助に資するため、居宅介護支援を行う者に対する情報の提供に努めるほか、その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

（設備の基準）

第五十五条 条 (略)

2・3 (略)

4 前項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

一 居室

イ 一の居室の定員は、一人とすること。ただし、入所者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、二人とすることができます。

ロ ルチ (略)

二九 (略)  
5・7 (略)

（地域との連携等）

第五十八条 地域密着型特別養護老人ホームは、その運営に当たっては、入所者、入所者の家族、地域住民の代表者、当該地域密着型特別養護老人ホームが所在する市町村の職員又は当該地域密着型特別養護老人ホームが所在する区域を管轄する介護保険法第一百五十四条の四十六第一項に規定する地域包括支援センターの職員、地域密着型特別養護老人ホームについて知見を有する者等により構成される協議会（以下「

5 特別養護老人ホームは、入所者の退所に際しては、居宅サービス計画（介護保険法第八条第二十一項に規定する居宅サービス計画をいう。）の作成等の援助に資するため、居宅介護支援を行う者に対する情報の提供に努めるほか、その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

（設備の基準）

第五十五条 条 (略)

2・3 (略)

4 前項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

一 居室

イ 一の居室の定員は、一人とすること。

ロ ルチ (略)

二九 (略)  
5・7 (略)

（地域との連携等）

第五十八条 地域密着型特別養護老人ホームは、その運営に当たっては、入所者、入所者の家族、地域住民の代表者、当該地域密着型特別養護老人ホームが所在する市町村の職員又は当該地域密着型特別養護老人ホームが所在する区域を管轄する介護保険法第一百五十四条の四十五第一項に規定する地域包括支援センターの職員、地域密着型特別養護老人ホームについて知見を有する者等により構成される協議会（以下「

運営推進会議」という。）を設置し、おおむね二月に一回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聞く機会を設けなければならない。

2.4 (略)

運営推進会議」という。）を設置し、おおむね二月に一回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聞く機会を設けなければならない。

2.4 (略)

○ 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号）（第九条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（定義）</p> <p>第二条 （略）</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 地域密着型介護サービス費用基準額 法第四十二条の二第二項各号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定地域密着型サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定地域密着型サービスに要した費用の額とする。）をいう。</p> <p>五・六 （略）</p> <p>（苦情処理）</p> <p>第三十七条 （略）</p> <p>2～4 （略）</p> <p>5 指定夜間対応型訪問介護事業者は、提供した指定夜間対応型訪問介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う法第百七十六条第一項第三号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助</p>	<p>（定義）</p> <p>第二条 （略）</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 地域密着型介護サービス費用基準額 法第四十二条の二第二項第一号又は第二号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定地域密着型サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定地域密着型サービスに要した費用の額とする。）をいう。</p> <p>五・六 （略）</p> <p>（苦情処理）</p> <p>第三十七条 （略）</p> <p>2～4 （略）</p> <p>5 指定夜間対応型訪問介護事業者は、提供した指定夜間対応型訪問介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う法第百七十六条第一項第一号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助</p>

言に従つて必要な改善を行わなければならない。

6  
(略)

第四十一条 指定地域密着型サービスに該当する認知症対応型通所介護（以下「指定認知症対応型通所介護」という。）の事業は、要介護状態となつた場合においても、その認知症（法第五条の二）に規定する認知症をいう。以下同じ。）である利用者（その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。以下同じ。）が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

（心身の状況等の把握）

第六十八条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たつては、介護支援専門員が開催するサービス担当者会議（介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等（法第八条第二十三項）に規定する指定居宅サービス等をいう。以下同じ。）の担当者を召集して行う会議をいう。）等を通じて、利用者の心身の状況、そな置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

（地域との連携等）

第八十五条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能

第四十一条 指定地域密着型サービスに該当する認知症対応型通所介護（以下「指定認知症対応型通所介護」という。）の事業は、要介護状態となつた場合においても、その認知症（法第八条第十六項）に規定する認知症をいう。以下同じ。）である利用者（その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。以下同じ。）が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

（心身の状況等の把握）

第六十八条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たつては、介護支援専門員が開催するサービス担当者会議（介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等（法第八条第二十一項）に規定する指定居宅サービス等をいう。以下同じ。）の担当者を召集して行う会議をいう。）等を通じて、利用者の心身の状況、そな置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

（地域との連携等）

第八十五条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能

型居宅介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、指定小規模多機能型居宅介護事業所が所在する市町村の職員又は当該指定小規模多機能型居宅介護事業所が所在する区域を管轄する法第百十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センターの職員、小規模多機能型居宅介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね二月に一回以上、運営推進会議に対し通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聞く機会を設けなければならない。

254

（略）

第八十九条 指定地域密着型サービスに該当する認知症対応型共同生活介護（以下「指定認知症対応型共同生活介護」という。）の事業は、要介護者であつて認知症であるものについて、共同生活住居（法第八条第十九項）に規定する共同生活を営むべき住居をいう。以下同じ。）において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。

第一百九条 指定地域密着型サービスに該当する地域密着型特定施設入居者生活介護（以下「指定地域密着型特定施設入居者生活介護」という。）の事業は、地域密着型特定施設サービス計画（法第八条第二十項）に規定する計画をいう。以下同じ。）に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行

型居宅介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、指定小規模多機能型居宅介護事業所が所在する市町村の職員又は当該指定小規模多機能型居宅介護事業所が所在する区域を管轄する法第百十五条の四十五第一項に規定する地域包括支援センターの職員、小規模多機能型居宅介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね二月に一回以上、運営推進会議に対し通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聞く機会を設けなければならない。

254

（略）

第八十九条 指定地域密着型サービスに該当する認知症対応型共同生活介護（以下「指定認知症対応型共同生活介護」という。）の事業は、要介護者であつて認知症であるものについて、共同生活住居（法第八条第十八項）に規定する共同生活を営むべき住居をいう。以下同じ。）において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。

第一百九条 指定地域密着型サービスに該当する地域密着型特定施設入居者生活介護（以下「指定地域密着型特定施設入居者生活介護」という。）の事業は、地域密着型特定施設サービス計画（法第八条第十九項）に規定する計画をいう。以下同じ。）に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行

うことにより、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者（以下この章において「利用者」という。）が指定地域密着型特定施設（同項に規定する地域密着型特定施設であつて、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業が行われるもの）をいう。以下同じ。）においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。

## 2 (略)

### (基本方針)

第一百三十条 指定地域密着型サービスに該当する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（以下「指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」という。）の事業を行う地域密着型介護老人福祉施設（以下「指定地域密着型介護老人福祉施設」という。）は、地域密着型施設サービス計画（法第八条第二十一項に規定する地域密着型施設サービス計画をいう。以下同じ。）に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排せつ、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話をを行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようすることを目指すものでなければならない。

## 2・3 (略)

### (設備)

第一百三十二条 指定地域密着型介護老人福祉施設の設備の基準は、次のとおりとする。

## 一 居室

うことにより、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者（以下この章において「利用者」という。）が指定地域密着型特定施設（同項に規定する地域密着型特定施設であつて、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業が行われるもの）をいう。以下同じ。）においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。

## 2 (略)

### (基本方針)

第一百三十条 指定地域密着型サービスに該当する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（以下「指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」という。）の事業を行う地域密着型介護老人福祉施設（以下「指定地域密着型介護老人福祉施設」という。）は、地域密着型施設サービス計画（法第八条第二十項に規定する地域密着型施設サービス計画をいう。以下同じ。）に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排せつ、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話をを行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むができるようすることを目指すものでなければならない。

## 2・3 (略)

### (設備)

第一百三十二条 指定地域密着型介護老人福祉施設の設備の基準は、次のとおりとする。

## 一 居室

イ 一の居室の定員は、一人とすること。ただし、入所者への指定

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供上必要と認められる場合は、「一人とする」とができる。

2  
二  
九  
(略)

口・ハ  
(略)

イ 一の居室の定員は、一人とすること。

2  
二  
九  
(略)

口・ハ  
(略)

○ 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十五号）（第十条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

（趣旨）

第一条 基準該当介護予防サービスの事業に係る介護保険法（平成九年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第五十四条第二項の厚生労働省令で定める基準及び指定介護予防サービスの事業に係る法第二百五十三条の四第三項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。

一 法第五十四条第一項第二号の規定により、同条第二項第一号に掲げる事項について都道府県（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）にあっては、指定都市又は中核市。以下この条において同じ。）が条例を定めるに当たつて従うべき基準第四十一条、第四十二条、第五十七条第四号（第六十一条において準用する場合に限る。）、第五十八条、第五十九条、第一百十二条、第一百十三条、第一百四十五条第六項（第一百八十五条において準用する場合に限る。）、第一百八十条、第一百八十二条、第一百八十三条、第一百八十五条第六項（第一百八十五条において準用する場合に限る。）、第一百八十六条、第一百八十七条（第二百八十条において準用する場合に限る。）及び第二百七十九条の規定による基準

現 行

（趣旨）

第一条 基準該当介護予防サービスの事業に係る介護保険法（平成九年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第五十四条第二項の厚生労働省令で定める基準及び指定介護予防サービスの事業に係る法第二百五十三条の四第三項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。

一 法第五十四条第一項第二号の規定により、同条第二項第一号に掲げる事項について都道府県（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）にあっては、指定都市又は中核市。以下この条において同じ。）が条例を定めるに当たつて従うべき基準第四十一条、第四十二条、第五十七条第四号（第六十一条において準用する場合に限る。）、第五十八条、第五十九条、第一百十二条、第一百十三条、第一百四十五条第六項（第一百八十五条において準用する場合に限る。）、第一百八十六条、第一百八十七条（第二百八十条において準用する場合に限る。）及び第二百七十九条の規定による基準

二一九 (略)

(苦情処理)

第三十四条 (略)

2 4 (略)

5 指定介護予防訪問介護事業者は、提供した指定介護予防訪問介護に係る利用者からの苦情に関する国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う法第百七十六条第一項第二号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従つて必要な改善を行わなければならない。

6 (略)

(設備及び備品等)

第一百三十二条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、都道府県知事（指定都市及び中核市については、指定都市又は中核市の市長。以下同じ。）が、火災予防、消防活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての指定介護予防短期入所生活介護事業所の建物であつて、火災に係る利用者の安全性が確保されないと認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

3 8 (略)

二一九 (略)

(苦情処理)

第三十四条 (略)

2 4 (略)

5 指定介護予防訪問介護事業者は、提供した指定介護予防訪問介護に係る利用者からの苦情に関する国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う法第百七十六条第一項第二号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従つて必要な改善を行わなければならない。

6 (略)

(設備及び備品等)

第一百三十二条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、都道府県知事が、火災予防、消防活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての指定介護予防短期入所生活介護事業所の建物であつて、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認められたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

3 8 (略)

○ 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十六号）（第十一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

現 行

第四条 指定地域密着型介護予防サービスに該当する介護予防認知症対応型通所介護（以下「指定介護予防認知症対応型通所介護」という。）の事業は、その認知症（法第五条の二に規定する認知症をいう。以下同じ。）である利用者（その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。以下同じ。）が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならぬ。

（苦情処理）

第三十六条 （略）

254 （略）

第四条 指定地域密着型介護予防サービスに該当する介護予防認知症対応型通所介護（以下「指定介護予防認知症対応型通所介護」という。）の事業は、その認知症（法第八条第十六項に規定する認知症をいう。以下同じ。）である利用者（その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。以下同じ。）が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

（苦情処理）

第三十六条 （略）

254 （略）

5 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、提供した指定介護予防認知症対応型通所介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和三十三年法律第二百九十二号）第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う法第二百七十六条第一項第三号の調査に協力するとともに、

5 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、提供した指定介護予防認知症対応型通所介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和三十三年法律第二百九十二号）第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う法第二百七十六条第一項第二号の調査に協力するとともに、

国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従つて必要な改善を行わなければならない。

6 (略)

(地域との連携等)

第六十一条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たつては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所が所在する市町村の職員又は当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所が所在する区域を管轄する法第百十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センターの職員、介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね二月に一回以上、運営推進会議に対し通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聞く機会を設けなければならぬ。

2 (4) (略)

国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従つて必要な改善を行わなければならない。

6 (略)

(地域との連携等)

第六十一条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たつては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所が所在する市町村の職員又は当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所が所在する区域を管轄する法第百十五条の四十五第一項に規定する地域包括支援センターの職員、介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね二月に一回以上、運営推進会議に対し通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聞く機会を設けなければならぬ。

2 (4) (略)

○ 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十七号）（第十二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

現 行

第一条 (略)

2・3 (略)

4 指定介護予防支援事業者は、事業の運営に当たっては、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、地域包括支援センター（法第百十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センターをいう。以下同じ。）、老人福祉法（昭和三十八年法律第二百三十三号）第二十条の七の二に規定する老人介護支援センター、指定居宅介護支援事業者（法第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。以下同じ。）、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努めなければならない。

(苦情処理)

第二十五条 (略)

2・5 (略)

第一条 (略)

2・3 (略)

4 指定介護予防支援事業者は、事業の運営に当たっては、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、地域包括支援センター（法第百十五条の四十五第一項に規定する地域包括支援センターをいう。以下同じ。）、老人福祉法（昭和三十八年法律第二百三十三号）第二十条の七の二に規定する老人介護支援センター、指定居宅介護支援事業者（法第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。以下同じ。）、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努めなければならない。

(苦情処理)

第二十五条 (略)

2・5 (略)

6 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援等に対する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第二百七十六条第一項第三号の調査に協力するとともに、自ら提供した指定介護予防支援

6 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援等に対する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第二百七十六条第一項第二号の調査に協力するとともに、自ら提供した指定介護予防支援

に關して國民健康保険團體連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、當該指導又は助言に従つて必要な改善を行わなければならぬ。

7 (略)

(介護予防支援の提供に当たつての留意点)

第三十一条 (略)

一・五 (略)

六 地域支援事業（法第百十五条の四十五に規定する地域支援事業をいう。）及び介護給付（法第十八条第一号に規定する介護給付をいう。）と連続性及び一貫性を持った支援を行うよう配慮すること。

七・八 (略)

に關して國民健康保険團體連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、當該指導又は助言に従つて必要な改善を行わなければならぬ。

7 (略)

(介護予防支援の提供に当たつての留意点)

第三十一条 (略)

一・五 (略)

六 地域支援事業（法第百十五条の四十四に規定する地域支援事業をいう。）及び介護給付（法第十八条第一号に規定する介護給付をいう。）と連続性及び一貫性を持った支援を行うよう配慮すること。

七・八 (略)

○ 健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）（第十三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

（特別療養給付の申請等）

第八十三条（略）

二 療養の給付、入院時食事療養費に係る療養、入院時生活療養費に係る療養、保険外併用療養費に係る療養、訪問看護療養費に係る療養又は介護保険法の規定による居宅介護サービス費に係る指定居宅サービス（同法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。）（療養に相当するものに限る。以下同じ。）、特例居宅介護サービス費に係る居宅サービス（同法第八条第一項に規定する居宅サービスをいう。以下同じ。）、若しくはこれに相当するサービス（これらのサービスのうち療養に相当するものに限る。以下同じ。）、地域密着型介護サービス費に係る指定地域密着型サービス（同法第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービスをいう。以下同じ。）（療養に相当するものに限る。以下同じ。）、特例地域密着型介護サービス費に係る地域密着型サービス（同法第八条第十四項に規定する地域密着型サービスをいう。以下同じ。）若しくはこれに相当するサービス（これらのサービスのうち療養に相当するものに限る。以下同じ。）、施設介護サービス費に係る指定施設サービス等（同法第四十八条第一項に規定する指定施設サービス等をいう。以下同じ。）（療養に相当するものに限る。以下同じ。）、特例施設介護サービス費に係る施設サービス（同法第八条第二十三項に規定する施設サービスをいう。以下同じ。）（療養に相当するものに限る。以下同じ。）、介護予防サービス費に係る指定介護予防サービス（同法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。）（療養に相当するものに限る。以下同じ。）若しくは特別

現 行

（特別療養給付の申請等）

第八十三条（略）

二 療養の給付、入院時食事療養費に係る療養、入院時生活療養費に係る療養、保険外併用療養費に係る療養、訪問看護療養費に係る療養又は介護保険法の規定による居宅介護サービス費に係る指定居宅サービス（同法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。）（療養に相当するものに限る。以下同じ。）、特例居宅介護サービス費に係る居宅サービス（同法第八条第一項に規定する居宅サービスをいう。以下同じ。）、若しくはこれに相当するサービス（これらのサービスのうち療養に相当するものに限る。以下同じ。）、地域密着型介護サービス費に係る指定地域密着型サービス（同法第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービスをいう。以下同じ。）（療養に相当するものに限る。以下同じ。）、特例地域密着型介護サービス費に係る地域密着型サービス（同法第八条第十四項に規定する地域密着型サービスをいう。以下同じ。）若しくはこれに相当するサービス（これらのサービスのうち療養に相当するものに限る。以下同じ。）、施設介護サービス費に係る指定施設サービス等（同法第四十八条第一項に規定する指定施設サービス等をいう。以下同じ。）（療養に相当するものに限る。以下同じ。）、特例施設介護サービス費に係る施設サービス（同法第八条第二十三項に規定する施設サービスをいう。以下同じ。）（療養に相当するものに限る。以下同じ。）、介護予防サービス費に係る指定介護予防サービス（同法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。）（療養に相当するものに限る。以下同じ。）若しくは特別

サービス等をいう。以下同じ。) (療養に相当するものに限る。以下同じ。)、特例施設介護サービス費に係る施設サービス(同法第八条第二十五項に規定する施設サービスをいう。以下同じ。) (療養に相当するものに限る。以下同じ。)、介護予防サービス費に係る指定介護予防サービス(同法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。) (療養に相当するものに限る。以下同じ。)若しくは特例介護予防サービス費に係る介護予防サービス(同法第八条の二第一項に規定する介護予防サービス(これらのサービスのうち療養に相当するものに限る。以下同じ。)を受けていた者の氏名、住所又は居所及び生年月日

三 傷病名及び資格を喪失した際受けていた療養の給付、入院時食事療養費に係る療養、訪問看護療養費に係る療養、保険外併用療養費に係る療養、訪問看護療養費に係る療養又は介護保険法の規定による居宅介護サービス費に係る指定居宅サービス、特例居宅介護サービス費に係る居宅サービス若しくはこれに相当するサービス、地域密着型介護サービス費に係る指定地域密着型サービス、特例地域密着型介護サービス費に係る地域密着型サービス若しくはこれに相当するサービス、施設介護サービス費に係る指定施設サービス等、特例施設介護サービス費に係る施設サービス、介護予防サービス費に係る指定介護予防サービス若しくは特例介護予防サービス費に係る介護予防サービス若しくはこれに相当するサービスを受け始めた年月日

年月日

四 資格を喪失した際療養の給付、入院時食事療養費に係る療養、入院時生活療養費に係る療養、保険外併用療養費に係る療養、訪問看護療養費に係る療養を受けていた保険医療機関等若しくは訪問看護

介護予防サービス費に係る介護予防サービス(同法第八条の二第一項に規定する介護予防サービスをいう。以下同じ。)若しくはこれに相当するサービス(これらのサービスのうち療養に相当するものに限る。以下同じ。)を受けていた者の氏名、住所又は居所及び生年月日

三 傷病名及び資格を喪失した際受けていた療養の給付、入院時食事療養費に係る療養、入院時生活療養費に係る療養、保険外併用療養費に係る療養、訪問看護療養費に係る療養又は介護保険法の規定による居宅介護サービス費に係る指定居宅サービス、特例居宅介護サービス費に係る居宅サービス若しくはこれに相当するサービス、施設介護サービス費に係る指定施設サービス等、特例施設介護サービス費に係る施設サービス、介護予防サービス費に係る指定介護予防サービス若しくは特例介護予防サービス費に係る介護予防サービス若しくはこれに相当するサービスを受け始めた年月日

四 資格を喪失した際療養の給付、入院時食事療養費に係る療養、入院時生活療養費に係る療養、保険外併用療養費に係る療養、訪問看護療養費に係る療養を受けていた保険医療機関等若しくは訪問看護

ステーション又は介護保険法の規定による居宅介護サービス費に係る指定居宅サービス、特例居宅介護サービス費に係る居宅サービス若しくはこれに相当するサービス、地域密着型介護サービス費に係る指定地域密着型サービス、特例地域密着型介護サービス費に係る地域密着型サービス若しくはこれに相当するサービス、施設介護サービス費に係る指定施設サービス等、特例施設介護サービス費に係る施設サービス、介護予防サービス費に係る指定介護予防サービス若しくは特例介護予防サービス費に係る介護予防サービス若しくはこれに相当するサービスを受けていた同法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者の当該指定に係る居宅サービス事業を行う事業所、同法第四十二条第一項第二号に規定する基準該当居宅サービス（以下この号において「基準該当居宅サービス」という。）を行う事業所、指定居宅サービス及び基準該当居宅サービス以外の居宅サービス若しくはこれに相当するサービスを行う事業所、同法第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービス事業者の当該指定に係る地域密着型サービス事業を行う事業所、指定地域密着型サービス以外の地域密着型サービス若しくはこれに相当するサービスを行う事業所、同法第八条第二十四項に規定する介護保険施設、同法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス事業者の当該指定に係る介護予防サービス事業を行う事業所、同法第五十四条第一項第二号に規定する基準該当介護予防サービス（以下この号において「基準該当介護予防サービス」という。）を行う事業所若しくは指定介護予防サービス及び基準該当介護予防サービス以外の介護予防サービス若しくはこれに相当するサービスを行う事業所の名称及び所在地

ステーション又は介護保険法の規定による居宅介護サービス費に係る指定居宅サービス、特例居宅介護サービス費に係る居宅サービス若しくはこれに相当するサービス、施設介護サービス費に係る指定施設サービス等、特例施設介護サービス費に係る施設サービス、介護予防サービス費に係る指定介護予防サービス若しくは特例介護予防サービス費に係る介護予防サービス若しくはこれに相当するサービスを受けていた同法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者の当該指定に係る居宅サービス事業を行う事業所、同法第四十二条第一項第二号に規定する基準該当居宅サービス（以下この号において「基準該当居宅サービス」という。）を行う事業所、指定居宅サービス及び基準該当居宅サービス以外の居宅サービス若しくはこれに相当するサービスを行う事業所、同法第八条第二十二項に規定する介護保険施設、同法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス事業者の当該指定に係る介護予防サービス事業を行う事業所、同法第五十四条第一項第二号に規定する基準該当介護予防サービス（以下この号において「基準該当介護予防サービス」という。）を行う事業所若しくは指定介護予防サービス及び基準該当介護予防サービス以外の介護予防サービス若しくはこれに相当するサービスを行う事業所の名称及び所在地

五  
(略)